

刑弁でGO!

第22回

体験談

裁判員裁判を経験して

刑事弁護委員会委員 岡田 浩志 (59期)

1 はじめに

5月10日から13日にかけて、殺人被告事件の裁判員裁判を経験した。なお、この事件は、国選であるが、捜査段階から複数選任が認められ、当会の村中貴之弁護士と複数選任により活動した。

2 事案の概要・争点

80代の被告人が、顔見知りの被害者を、果物ナイフで刺し、殺害したという事案である。

争点は、殺意の有無であった（検察官は殺す意欲まであったと主張したが、弁護人は殺意はなかったと主張した）。

3 公判日程

(P:検察官 B:弁護人 J:裁判所)

●5月10日

午前 選任手続

午後 冒頭手続、冒頭陳述、罪体に関する証拠書類（検察側、弁護側）

罪体に関する証人尋問（1名／P30分、B30分、J10分）

●5月11日

午前 罪体に関する証人尋問（2名／各証人P30分、B30分、J10分）

午後 罪体に関する証人尋問（1名／P15分、B15分、J5分）

罪体に関する被告人質問（B60分、P30分、J15分）

取調DVD

任意性に関する被告人質問（各5分程度）

任意性に関する証拠弁論

●5月12日

午前 乙号証に関する採否

情状に関する書証取調べ

情状に関する被告人質問（B20分、P15分、J10分）

論告・弁論

●5月13日

午後 判決

4 本裁判の特徴

本裁判の主な特徴として、以下の点があった。

①殺意の定義

いわゆる激情犯であったので、公判前整理手続の中で殺意の定義が問題となった。

殺意の定義は、司法研究報告書「難解な法律概念と裁判員裁判」と同様、人が死ぬ危険性が高い行為を、そのような行為と分かって行ったか、となった。

弁護人としては、「そのような」の意味について、「人が死ぬ危険性が高い行為」であることを確認した。

これは、例えば、「ナイフで腹部を刺す」という認識だけでは足りず、「ナイフで腹部を刺す行為が人が死ぬ危険性が高い行為である」との認識まで必要であることを確認するという意図であった。

本件は、80代と高齢の被告人が、かっとなって刺した事件であったので、被告人の認識能力の点で、この点を確認することが重要であると考えたのである（「ナイフで腹部を刺す」という認識があっても、「人が死ぬ危険性が高い行為である」とまで認識できなかった可能性がある）。

②合意書面の作成

情状に関する事項について、合意書面を作成した。

検察官が被告人の知人の調書を証拠請求したが、被告人に不利な点が書かれていたこと、弁護人が把握していた被告人に有利な点が書かれていなかったことから、不同意として、弁護人も同じ人物の供述書を作成し証拠請求した（証人請求できない事情があったため）。検察官も弁護人の供述書には、被告人に不利な点が書かれていないとして、不同意とする意向を示した。そのため、双方同意することも検討したが、同じ人物の調書を（しかも似たような内容のものを）相互に朗読するのは、分かりやすさという面から好ましくないと考え、不利な点、有利な点を盛り込んで合意書面を作成することにしたものであった。

朗読は検察官が行った。取調時期は、情状に関する書証の最後であった（当該合意書面以外の検察側、弁護側の書証を取り調べた後）。

同じ人物の調書を相互に朗読するよりも、分かりやすかったのではないと思われる。

③取調DVDの取調べ

ある間接事実の存在を争ったが、当該間接事実の存在を認める内容の被告人の検察官調書が存在したため、被告人が話していない内容が調書になっているとして、当該調書の任意性を争った。

取調DVDの映像から、「読み上げのスピードが早い」「明らかな誤字に被告人が気づいていない」「読み上げられている箇所を見失っているところがある」など被告人が調書の内容に気づいていないことを示す事情があると考え、弁護側から取調DVDを証拠請求した。DVDの取調方法は、検察官の要望もあり、大型モニターを切って映像を傍聴席から見ることでできない状態で行われた（音声は聞こえる状態）。

結論は、任意性があったと判断された。ただし、必要性の観点から、調書全体を採用するのではなく、問題の間接事実に関する記述部分のみの採用となった（もっとも、判決では、当該間接事実の存在が否定されたので、調書の信用性が否定されるような形に

なった。この判断にDVDが影響したかは不明である）。

④量刑事情の評価

殺人の前科を有する、高齢の被告人であったため、その点を量刑上どのように評価すべきか、説明に苦慮した。

弁論では、次のように主張した。

○再犯の可能性が高ければ、長期間の服役をさせるべきである。

○しかし、今後一定期間服役する、高齢の被告人には、もはや再犯の可能性はない。

○殺人の前科があるというのは、再犯の可能性を高いと見る事情となると考えられる。しかし本件では再犯の可能性がない。

○40年以上前の特殊な環境下の前科であり、殺人の前科を重視すべきではない。

5 判決

殺意を認定し、懲役14年であった（検察官求刑20年、弁護側5～7年）。

もっとも、いくつかの間接事実の存在・推認力を否定し意欲までは認められないとした。

情状に関しては、殺人の前科がありそれ以外にも多数の服役経験があるにもかかわらず、過去の経験が生かされていない。自己の過ちを見つめ直す機会が十分にあったのであるから、40年前の前科だからといって軽視することはできない。再犯の可能性は少なくなっているかもしれないが、犯した罪の重大性を考えると、高齢であることをもって刑を大きく軽くする事情とまでは評価できない、とした。

ただし、理由の説明がなされた後、裁判長から、仮釈放の点に触れ、社会に戻ることもできる点を考慮して刑を決めた旨の訓戒があった。

この点からも、裁判員・裁判官の熟慮の跡がうかがえた。

なお、本件では、被害者遺族の供述調書を同意した。また、被害者側の意見陳述は行われなかった。